

## 独立行政法人が支出する会費の支出状況の公表

独立行政法人 家畜改良センター

独立行政法人が支出する会費については、「独立行政法人が支出する会費の見直し」(平成 24 年 3 月 23 日行政改革実行本部決定)において、独立行政法人からの高額・不明朗な支出が公益法人等に対する会費という名目・形式により行われているのではないかと指摘を踏まえ、その適正化・透明性を強化する観点から、平成 24 年度以降、四半期ごとに会費支出状況を公表することとしますので、御理解と御協力をお願いいたします。

### 1 公表の対象となる支出先及び金額

- ① 「公益法人等」とは国所管に限らず、すべての公益社団・財団法人、特例民法法人及び一般社団・財団法人
- ② 「会費」とは、会費、賛助会費、購読会費など会費とつくものすべてと名目の如何を問わずこれらに類する支出
- ③ 公表の対象、金額の考え方
  - ・ 年 10 万円未満の支出は除きます。
  - ・ ある名目の支出について、年複数回に分けて支出した時に、一回あたりの支出の額が 10 万円未満であっても、年の合計で 10 万円以上の場合には対象となります。この際、支出額が累計して 10 万円以上になった時に、公表の対象となります。
  - ・ 独法の中の複数の組織からの同一名目、同一法人への支出については合算して、10 万円以上の場合には対象となります。

### 2 公表する情報

- 会費支出先の法人名
- 名目・趣旨
- 金額
- 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額
- 交付日（支出決定日）等
- 支出の理由等

### 3 公表日

四半期ごとに取りまとめ、可能な限り速やかに公表、また、第 4 四半期の公表時には、通年分のものについても公表